

公 示 用

令 和 4 年 度 施 行

設 計 書

役務名称

令和4年度公園トイレ利用者数調査業務

札幌市建設局みどりの推進部

役務の名称 令和4年度公園トイレ利用者数調査業務

一 金	総委託費	円
	内 訳	
	委託費	円
	消費税等相当額	円

業務説明

1 業務の概要

本業務は、公園トイレ利用者数及び公園利用者数の調査を行うものである。

2 委託期間

契約締結日から令和4年10月28日(金)まで

3 仕様書

別紙のとおり

4 提出物

仕様書のとおり

札 幌 市

# 仕様書

## 【一般事項】

### 1 適用範囲

- (1) この仕様書は「令和4年度公園トイレ利用者数調査業務(以下、「本業務」という。)」に適用する。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、契約図書及び札幌市土木設計業務共通仕様書によるほか、本市の指示によるものとする。
- (3) 契約図書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

### 2 用語の定義

この仕様書において「指示」「承諾」及び「協議」とは次の定義による。

- (1) 「指示」とは、業務担当職員が受託者に対して指導助言することをいう。
- (2) 「承諾」とは、受託者が業務担当職員を経由して本市の承諾を得ることをいう。
- (3) 「協議」とは、本市と受託者の間に業務に関して疑義等が生じた場合に、業務担当職員と受託者が話し合い、疑義等を解決することをいう。

### 3 留意事項

受託者は契約の履行にあたって、次の各事項に留意のうえ、本業務を行わなければならない。

- (1) 契約金額には、必要経費一切を含む。
- (2) 定められた期間内に業務を完了するよう、作業の効率化・円滑化に努めること。
- (3) 契約図書及び本市の指示に従い、本業務の意図・目的を十分に理解したうえで、本業務にあたること。
- (4) 関係法規、規則等諸法令を遵守すること。
- (5) 受託者は、本市に対し、本件契約に基づく成果物（印刷物、提出された原稿・データなど全て）に関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を譲渡するものとする。
- (6) 受託者は成果物に関する著作者人格権を、本市又は本市が指定する第三者に対して将来にわたり行使しないこと。
- (7) 受託者は、本市に対し、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権、肖像権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証すること。第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ本市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (8) 本業務に関して生じる問題点は、本市、受託者の双方が協議し、処理すること。
- (9) 本業務の履行においては、使用する製品等を含め、環境負荷の低減に努めること。

### 4 疑義の解釈

この仕様書に定める事項について疑義を生じた場合の本業務の細目については、本市と協議を行うこと。

### 5 業務担当職員

本市は、本業務の処理について必要な連絡指導にあたる業務担当職員を定め、受託者に通知する。業務担当職員を変更した場合も同様とする。

## 6 業務主任者

- (1) 受託者は、本業務の処理について業務主任者を定め、本市に契約締結後速やかに通知すること。業務主任者を変更した場合も同様とする。
- (2) 業務主任者は、本業務を運営・管理するうえで必要な能力と経験を有する者でなければならない。
- (3) 業務主任者は、本市との連携を密とし、適宜協議又は打合せを行いながら、誠実に業務を進めるものとする。

## 【履行】

### 1 提出書類

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに業務着手届、業務主任者指定通知書、業務主任者経歴書、業務日程表を提出すること。特に、業務日程表については、事前に業務担当職員と協議し、承諾を得たものを提出すること。
- (2) 承諾及び協議は、原則として書面により行うものとする。また、本市の行う指示についても同様とする。

### 2 打合せ

- (1) 打合せは本業務着手時及び本業務の主要な区切りにおいて行うものとし、その結果を記録し、相互に確認するものとする。また、随時、簡易な連絡事項や進捗状況を電話やメールでやり取りし、相互に調整するものとする。
- (2) 本業務の実施にあたって、業務担当職員と業務主任者は十分な連絡を取り、その連絡事項を記録し、相互に確認するものとする。

### 3 事故及びトラブル報告

受託者は、業務の履行中に事故やトラブルが発生した場合、被災者がいる場合には被災者に対し適切、迅速に誠意をもって対応することとし、直ちに本市に報告するとともに、業務事故報告書を速やかに提出すること。

### 4 業務の完了

- (1) 受託者は本業務を完了したときは、速やかに業務完了届及び業務実施報告書、その他成果品一式を製本（カラー）1部と電子データにて提出すること。なお、成果品の提出にあたり、事前に内容について本市と協議し、本市指示事項を含めた内容で作成し、承諾を得ること。なお、成果品の詳細は、下記業務内容のとおり。
- (2) 受託者は、本業務が完了したとき、受託者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足、その他必要な措置を講じること。

### 5 個人情報の取り扱い

本業務を処理するにあたって、個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

### 6 業務の履行期間

契約締結日から令和4年10月28日（金）まで

### 7 納入・検査場所

札幌市建設局みどりの推進部みどりの推進課（札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館6階）

## 個人情報取扱注意事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するにあたって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するにあたって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するにあたって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するにあたって、本市から提供された個人情報が記録された資料等を、本市の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するにあたって、本市から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するにあたって、本市から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに本市に返還するものとする。ただし、本市が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに本市に報告し、本市の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 本市は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

## 【業務内容】

### 1 業務名

令和4年度公園トイレ利用者数調査業務

### 2 業務概要

本業務は、公園トイレ利用者数及び公園利用者数の調査を行うものである。

### 3 業務詳細

#### (1) 利用者数調査の実施

##### ア 調査対象公園

- ・下表のとおり全6公園とする。

No.	公園名	住所	種別	面積
1	丘珠一号公園	東区北37条東29丁目	街区	2,799㎡
2	エルム公園	白石区栄通2丁目	街区	5,456㎡
3	東大東公園	豊平区月寒東3条9丁目	街区	5,927㎡
4	東月寒白ゆり公園	豊平区月寒東3条18丁目	街区	2,950㎡
5	中ノ沢さくら公園	南区中ノ沢5丁目	街区	3,315㎡
6	定山溪錦台公園	南区定山溪温泉西1丁目	街区	4,034㎡

##### イ 調査項目

###### ① 公園トイレ利用者数

- ・別紙様式に基づき、トイレを利用した延べ人数を計測する。

###### ② 公園利用者数

- ・別紙様式に基づき、1時間に1度（正時）、その時点で公園内にいる人数を計測する。
- ・なお、面積が大きく、1度に全体を見渡せない公園の場合は、園内を歩いて全体人数を計測する。

##### ウ 調査回数

- ・1公園あたり、以下のとおり計8回とする。
  - ～夏休み期間以外（～9/19）：平日2回、休日（土日祝）2回の計4回
  - ～夏休み期間（7/26～8/19）：平日2回、休日（土日祝）2回の計4回

##### エ 調査時間

- ・午前6時から午後5時までとする。

##### オ 調査期間

- ・原則、業務着手日から9月19日までの期間とする。
- ・なお、やむを得ず上記期間内で調査を終えることができなかった場合は、本市と協議の上、期間外に調査すること。

##### カ 調査条件等

- ・上記イの2つの調査は、公園ごとに調査員1名配置することで、調査員1名によりまとめて同日中に行うこと。
- ・全6公園の調査は、原則、同日中にまとめて実施することで、計8日間（回）のうちに済ませること。
- ・調査は、天気予報（原則、気象庁データ）で降水確率が低く、最高気温が20℃以上のときに実施すること。なお、雨天等の日は調査してはならない。調査開始後に降雨があった場合は、本市と協議の上、再度調査すること。
- ・本市が事前に伝えるイベント等の開催日は調査してはならない。
- ・事前情報のないイベント等があった場合は、その調査は有効とするが、通常の

公園利用者とイベント等の参加者を可能な限り分けて計測すること。

- ・調査する際は、通常の公園利用に影響を与えないよう、調査員の園内配置や服装、行動等に配慮すること。また、調査員は、別途本市から貸与する身分証明書、腕章を身に着けること。
- ・業務主任者は、調査日ごとに各公園を見回り、調査員による調査状況を把握するとともに、写真撮影し記録すること。
- ・調査員は、公園利用者等からの問い合わせに対しては、丁寧に対応すること。

#### **キ 事前調整事項**

- ・業務主任者は、調査前に現地確認することで各公園の状況を把握し、調査当日に従事する調査員に対し、調査する上での必要な注意事項等を説明すること。なお、調査員ごとの作業工程などに差異が生じないように配慮すること。
- ・調査の1週間前を目途に、調査スケジュール表、調査員園内配置図を本市に提出し、承諾を得ること。なお、調査スケジュール表は、天気予報等により変動するため、随時更新し本市に提出、承諾を得ること。また、調査員園内配置図の作成にあたっては、別途本市から公園台帳敷地図を提供する。
- ・調査の1週間前を目途に、調査員の身分証明書交付願い及び氏名・生年月日一覧を本市に提出すること。

#### **(2) 報告書作成**

- ・別紙様式により調査した各公園の情報を一覧表にまとめること。
- ・調査した公園それぞれで、公園トイレ利用者数及び公園利用者数について、夏休み期間・夏休み期間以外の平日平均人数、土日祝平均人数などを算出すること。
- ・各公園の調査日ごとの様式や記録写真を取り揃えること。

公園名：  
 実施日：  
 天 候： 最高気温：（※気象庁発表データ）

				時間													計	備考	
				6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17				
公園トイレ利用者数 ※全利用人数の計測	公園利用者による利用																		
	通常	男性	小学生以下																
			中高生																
			大人																
	通常	女性	小学生以下																
			中高生																
			大人																
	計																		
	イベント	男性	小学生以下																
			中高生																
			大人																
	イベント	女性	小学生以下																
			中高生																
			大人																
	計																		
公園外利用者による利用																			
徒歩	男性	小学生以下																	
		中高生																	
		大人																	
徒歩	女性	小学生以下																	
		中高生																	
		大人																	
計																			
自転車	男性	小学生以下																	
		中高生																	
		大人																	
自転車	女性	小学生以下																	
		中高生																	
		大人																	
計																			
自動車等	男性	小学生以下																	
		中高生																	
		大人																	
自動車等	女性	小学生以下																	
		中高生																	
		大人																	
計																			
公園利用者数 ※1時間毎の計測	通常	男性	小学生以下																
			中高生																
			大人																
	通常	女性	小学生以下																
			中高生																
			大人																
	計																		
	イベント	男性	小学生以下																
			中高生																
			大人																
イベント	女性	小学生以下																	
		中高生																	
		大人																	
計																			

※小学生以下・中高生の判定は推測で行う。  
 ※公園外利用者による利用とは、公衆トイレとしての利用を指す。  
 （公園利用者による利用）  
 ・公園内で遊び、休憩、散策、運動等を行った者の利用  
 ・車で来てトイレを使用した後、ベンチ等で休憩や食事をとった後、立ち去る。  
 ・散歩途中でトイレを使用し、そのまま公園内の園路を散歩した後、立ち去る。  
 （公園外利用者による利用）  
 ・車で来てトイレを使用し、園路入口や歩道上で一休みして立ち去る。  
 ・車で来てトイレを使用し、そのまま車内で寝てから立ち去る。  
 ・散歩途中でトイレを使用し、そのまま立ち去る。  
 ※事前情報のないイベント（町内会イベント、運動会等）があった場合はそれを備考に記載し、別計上する。  
 ※本様式に準ずる様式を使用してもよい。

## 業務委託費内訳書

工種	種別	細目	単位	数量	単価	金額	摘要
直接人件費			式	1			第1号内訳書
直接経費			式	1			第2号内訳書
直接原価							
諸経費			式	1			直接原価×諸経費率
小計							
業務価格							
消費税相当額							10%
業務委託費							



